

議案第 14 号

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

住民票の写し等を第三者に交付した事実の証明に係る事務及び羽曳野市で営業を行っていることについての市の証明に係る事務を廃止することに伴い、これらの証明に係る手数料の規定を削るほか所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「取り扱い」を「取扱い」に改める。

別表第14備考4及び備考6中「すべて」を「全て」に改める。

別表第19中6の項及び7の項を削り、8の項を6の項とし、9の項を7の項とし、10の項を削り、11の項を8の項とし、12の項から19の項までを3項ずつ繰り上げ、同表20の項中「18の項及び19の項」を「15の項及び16の項」に改め、同項を同表17の項とし、同表中21の項を18の項とし、22の項を19の項とし、同表備考3を削り、同表備考4中「11の項」を「8の項」に、「12の項」を「9の項」に改め、同表備考4を同表備考3とし、同表備考5中「18の項」を「15の項」に改め、同表備考5を同表備考4とし、同表備考6中「19の項」を「16の項」に改め、同表備考6を同表備考5とし、同表備考7中「20の項」を「17の項」に改め、同表備考7を同表備考6とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

羽曳野市手数料条例 新旧対照表

新	旧
<p>(免除)</p> <p>第5条 次に掲げるものについては、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 法令の規定により無料で<u>取扱い</u>をしなければならないもの</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第1～別表第13 省略</p> <p>別表第14(第2条関係)</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係表 省略</p> <p>備考</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 この表の1の項(イ欄は除く。)について、申請に係る住宅が共同住宅等である場合に限り、事務の欄に掲げる区分ごとに定める金額を当該住宅に含まれる認定対象住戸(同時に申請しようとするものに限る。) <u>全て</u>の数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)とする。ただし、同項のア欄にあつては算出した額が1,600円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては2,000円)に満たない場合は、その手数料の額は1,600円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては2,000円)、ウ欄にあつては算出した額が5,500円に満たない場合は、その手数料の額は5,500円、エ欄にあつては算出した額が12,000円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては18,300円)に満たない場合は、その手数料の額は12,000円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては18,300円)とする。</p> <p>5 省略</p> <p>6 この表の5の項ウ欄について、法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更で申請に係る住宅が共同住宅等である場</p>	<p>(免除)</p> <p>第5条 次に掲げるものについては、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 法令の規定により無料で<u>取り扱</u>いをしてなければならないもの</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第1～別表第13 省略</p> <p>別表第14(第2条関係)</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係表 省略</p> <p>備考</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 この表の1の項(イ欄は除く。)について、申請に係る住宅が共同住宅等である場合に限り、事務の欄に掲げる区分ごとに定める金額を当該住宅に含まれる認定対象住戸(同時に申請しようとするものに限る。) <u>すべて</u>の数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)とする。ただし、同項のア欄にあつては算出した額が1,600円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては2,000円)に満たない場合は、その手数料の額は1,600円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては2,000円)、ウ欄にあつては算出した額が5,500円に満たない場合は、その手数料の額は5,500円、エ欄にあつては算出した額が12,000円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては18,300円)に満たない場合は、その手数料の額は12,000円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては18,300円)とする。</p> <p>5 省略</p> <p>6 この表の5の項ウ欄について、法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更で申請に係る住宅が共同住宅等である場</p>

合に限り、2,200円を当該住宅に含まれる認定対象住戸(同時に申請しようとするものに限る。) 全ての数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)とする。ただし、その額が100円に満たない場合は、その手数料の額は、100円とする。

別表第15～別表第18 省略

別表第19(第2条関係)

その他の証明、写しの交付関係

項	事務	単位	金額
1～5	省略		
<u>6</u>	省略		
<u>7</u>	省略		
<u>8</u>	省略		
<u>9</u>	省略		
<u>10</u>	省略		
<u>11</u>	省略		
<u>12</u>	省略		
<u>13</u>	省略		
<u>14</u>	省略		
<u>15</u>	省略		
<u>16</u>	省略		
<u>17</u>	公簿、公文書若しくは図面の閲覧、写しの交付又は記載事項に関する証明(<u>15</u> の項及び <u>16</u> の項に規定するものを除く。)	省略	
<u>18</u>	省略		
<u>19</u>	省略		

備考

1・2 省略

合に限り、2,200円を当該住宅に含まれる認定対象住戸(同時に申請しようとするものに限る。) すべての数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)とする。ただし、その額が100円に満たない場合は、その手数料の額は、100円とする。

別表第15～別表第18 省略

別表第19(第2条関係)

その他の証明、写しの交付関係

項	事務	単位	金額
1～5	省略		
<u>6</u>	不在籍に関する証明	1件	200円
<u>7</u>	住民票の写し等交付事実証明書の交付	1件	200円
<u>8</u>	省略		
<u>9</u>	省略		
<u>10</u>	営業又は所在地に関する証明	1件	200円
<u>11</u>	省略		
<u>12</u>	省略		
<u>13</u>	省略		
<u>14</u>	省略		
<u>15</u>	省略		
<u>16</u>	省略		
<u>17</u>	省略		
<u>18</u>	省略		
<u>19</u>	省略		
<u>20</u>	公簿、公文書若しくは図面の閲覧、写しの交付又は記載事項に関する証明(<u>18</u> の項及び <u>19</u> の項に規定するものを除く。)	省略	
<u>21</u>	省略		
<u>22</u>	省略		

備考

1・2 省略

- 3 この表の8の項に掲げる境界明示又は9の項に掲げる証明において、2筆以上の土地の境界明示又は証明を必要とするときは、1筆を増すごとに200円を加えた額を徴収する。
- 4 この表の15の項に掲げる写しの交付については、建築物、工作物又は建築設備及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項に規定する書類ごとに1件とする。
- 5 この表の16の項に掲げる写しの交付については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係る図面1枚を1件とする。
- 6 この表の17の項に掲げる閲覧については、公簿は1冊、公文書は1事件、図面は1枚を1件とし、写しの交付又は記載事項に関する証明については、1枚を1件とする。

附表1～附表3 省略

- 3 この表の7の項において、「住民票の写し等」とは次に掲げるものをいう。
- ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し
- イ 戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調整された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全て又は一部を証明した書面
- 4 この表の11の項に掲げる境界明示又は12の項に掲げる証明において、2筆以上の土地の境界明示又は証明を必要とするときは、1筆を増すごとに200円を加えた額を徴収する。
- 5 この表の18の項に掲げる写しの交付については、建築物、工作物又は建築設備及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項に規定する書類ごとに1件とする。
- 6 この表の19の項に掲げる写しの交付については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係る図面1枚を1件とする。
- 7 この表の20の項に掲げる閲覧については、公簿は1冊、公文書は1事件、図面は1枚を1件とし、写しの交付又は記載事項に関する証明については、1枚を1件とする。

附表1～附表3 省略